

**Q12. オンラインでの実施は可能でしょうか？**

A12. 原則、対面での実施をお願いいたします。ただし新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてオンライン実施ができなければ事業を中止せざるを得ない場合に限り、「①申請時と同内容・同時間の実施を行うこと」「②オンラインでの指導対応については実施校からの要請があり、講師が対応できること」「③事務局まで事前申請を行うこと」を条件に、オンライン通信などを用いて動画配信(同時中継)にて実施することを認めます。なお、予め講師が録画した動画(学習教材)が配布又は配信されるのみで、実施校と講師間での対話が行われない場合、謝金の計上は認められません。具体的な申請方法については、事務局までお問い合わせください

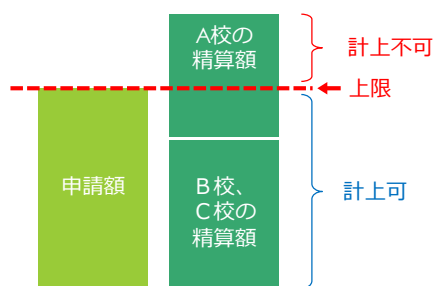
**Q13. PCR検査費の計上は可能でしょうか？**

A13. PCR検査・抗原検査費用については、学校からの要望書をもって計上が可能となります。必ず所管の都道府県又は市区町村教育委員会へ相談の上、事務局へ御連絡ください。事務局より、要望書の記入例をお渡しします。なお、計上については当該校実施のために出発日の3日前以内に検査したものののみ計上が可能です

**Q14. 申請時、【様式4-B】を提出し、連続行程を組んでの実施を予定していた学校が、当初の予定変更して実施することになり、連続行程ではなくなりました。この場合、書類はどのように記入すればよいのでしょうか。**

A14. 単独行程となった学校は、新たに【様式4】を作成し、提出してください。計上できる金額は下記の図の通りです。なお、天災やインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず日程変更した場合は、単独行程となった学校の往復旅費を満額計上することが可能です

例1) A校、B校、C校の連続行程を計画したが、A校が日程変更により単独行程となった場合



例2) A校、B校、C校の連続行程を計画したが、A校が日程変更、C校が中止となり、A校、B校それぞれ単独行程となった場合



※例1のような場合でも、3校の旅費合計が申請額内に収まる場合は実績額の満額を計上可能

また、例2のような場合でも、2校の旅費合計が申請額内に収まらない場合は上限額まで計上可能

例1、2共に、天災等やむを得ない理由により変更が生じている場合、上限に係らず全額計上可能

都道府県等  
担当部局

実施校

講師